

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月17日
【会社名】	東京特殊電線株式会社
【英訳名】	TOTOKU ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 立川 直臣
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋六丁目1番11号
【電話番号】	03（5860）2121
【事務連絡者氏名】	総務担当部長 北澤 登与吉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋六丁目1番11号
【電話番号】	03（5860）2121
【事務連絡者氏名】	総務担当部長 北澤 登与吉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、平成25年4月12日開催の当社取締役会において、情報機器事業の製造・販売部門を分割し、株式会社JVCケンウッド（以下、「JVCケンウッド」といいます。）に承継させることを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号：株式会社JVCケンウッド

本店の所在地：神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地

代表者の氏名：代表取締役社長兼執行役員最高経営責任者（CEO） 江口 祥一郎

資本金の額：10,000百万円

純資産の額：72,166百万円

総資産の額：247,529百万円

事業の内容：カーエレクトロニクス関連、業務用システム関連、ホーム&モバイルエレクトロニクス関連、およびエンタテインメント関連の製造・販売

(2) 最近3事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	398,663	352,672	320,868
営業利益又は営業損失（△） （百万円）	△6,453	12,956	12,813
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	△14,752	7,579	6,420
当期純利益又は当期純損失（△） （百万円）	△27,795	△4,025	6,032

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7.87%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.37%
株式会社デンソー	3.00%
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB SEC INT NON-TR CLIENT （常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社）	2.87%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2.55%

（注）平成24年9月30日現在におけるものです。

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

当社と相手会社との資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

2. 当該吸収分割の目的

当社は、1950年代に素材としての電線を基にCRT用の偏向部品の開発・製造を開始し、その後1970年代にコンピュータ端末用のCRTディスプレイの製造を本格化させ、本事業を拡大してまいりました。当社のディスプレイは、独自の開発・設計技術を生かした高精細な画面に優位性があり、民生用から産業用まで幅広い分野での需要に応えるため、1980年代には新たな生産拠点として100%子会社、東特長岡株式会社（以下、「東特長岡」といいます。）を設立し生産能力を増強してまいりました。また、東特長岡では、ディスプレイ製造で培った基板設計・加工技術を応用し自動車用基板加工等のEMS事業も展開しております。現在、医用画像表示用高精細ディスプレイをメインとして、当社と東特長岡が一体となり高性能、高付加価値の製品を提供し、本事業は連結売上高の2割程度を占めるに至っております。

しかし、当社は、昨年より事業構造改革を実施しており、事業の選択と集中を基本に、基幹事業である電線事業及びデバイス事業に経営資源を集中していくことを経営方針としております。そのため、本事業において将来にわたって高度な技術革新に対応すべく開発投資を行い、そして世界規模で販売・サービス体制を拡充して本事業を成長させていくことは、限られた経営資源では限界があること、また技術的に医用画像表示用高精細ディスプレイの技術は電線事業及びデバイス事業の技術とは独立しておりシナジーが得られないこと等を勘案し、この度JVCケンウッドへ本事業を譲渡することといたしました。

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とし、JVCケンウッドを吸収分割承継会社とする分割型簡易吸収分割の方式を採用いたします。

(2) 吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際してJVCケンウッドが当社へ交付する対価は、現金759百万円です。但し、効力発生日前日時点での退職給付債務（想定支払額：約95百万円）につきましては、金額確定後、別途当社から株式会社JVCケンウッドに支払います。

(3) その他の吸収分割契約の内容

ア. 承継する権利義務

承継会社は、以下の権利義務関係を分割期日において承継する予定です。

- ① 本事業の製造拠点である東特長岡の全株式
- ② その他本事業に係る資産・負債等
- ③ 本事業に係る契約上の地位（雇用契約を除く。）及び当該契約に基づく権利義務
- ④ 本事業に係る雇用契約及び当該契約に基づく権利義務

イ. 日程

平成25年4月12日 吸収分割契約承認取締役会、吸収分割契約の締結

平成25年7月1日 分割期日（効力発生日）

なお、当社は会社法第796条第3項の簡易吸収分割の規定に則り、株主総会による承認の手続を経ずに実施する予定です。

ウ. その他

当社およびJVCケンウッドが平成25年4月12日付で締結いたしました吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

吸収分割契約

東京特殊電線株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社JVCケンウッド（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第5条において定義する。以下同じ。）をもって、甲の事業のうち情報機器事業（DP部門及び特器部門）（以下「本件事業」という。）に関して有する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「権利義務等」という。）を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本件吸収分割」という。）。

第2条（分割当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（1）吸収分割会社（甲）

商号：東京特殊電線株式会社

住所：東京都港区新橋六丁目1番11号

（2）吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社JVCケンウッド

住所：神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地

第3条（乙が本件吸収分割により承継する権利義務等）

1. 本件吸収分割により乙が甲から承継する権利義務等は、本件効力発生日において甲が本件事業に関して有する別紙1「承継権利義務明細書」記載の権利義務等とする。
2. 乙が、甲から承継する債務に関しては免責の債務引受の方法による。

第4条（本件吸収分割に際して交付する金銭等）

1. 乙は、本件吸収分割に際して、甲に対し、金759,007,922円を交付する。
2. 前項に定める本件吸収分割の対価は、本件効力発生日に、甲が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により、支払われるものとする。
3. 甲及び乙は、別紙1「承継権利義務明細書」第1項(1)乃至(6)記載の資産の平成25年6月30日時点の見込帳簿価額の合計額が本件効力発生日前日時点の確定帳簿価額の合計額を上回った場合、その差額に相当する金額を第1項に定める本件吸収分割の対価から減額するものとし、別途両社が合意した方法により清算するものとする。

第5条（本件吸収分割の効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日（以下「本件効力発生日」という。）は、平成25年7月1日とする。但し、本件吸収分割の手の進行に応じて必要がある場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第6条（移転手続）

本件吸収分割により乙が承継する権利義務等の移転に関し、登記、登録、通知、承諾等の手続が必要となるものについては、甲乙協力してその手続を行う。

第7条（分割承認株主総会）

1. 甲は、会社法第784条第3項の規定により、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本件吸収分割を行う。但し、甲は、会社法第322条第1項第8号の規定に従い、本件効力発生日の前日までに、本件吸収分割に必要な事項についてA種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議によるA種優先株主の承認を受けるものとする。
2. 乙は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本件吸収分割を行う。

第8条（善管注意義務）

甲は、自ら及び東特長岡株式会社（以下「東特長岡」という。）をして、本契約の締結後、本件効力発生日までの間において、善良なる管理者の注意をもって、本契約締結以前に行っていた方法と同一の方法且つ通常の業務遂行の方法により、本件事業（疑義を避けるために付言すると、東特長岡の事業を含む。以下同じ。）の業務の執行及び財産の管理運営を行い（従前どおり本件事業を継続するために必要となる従業員の雇用を継続することを含む。）、事前に乙の書面による承諾を得た場合を除き、本件吸収分割又は本件事業の業務の執行、財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第9条（事情変更）

本契約締結日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本契約を変更又は解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 第7条第1項に規定する甲の種類株主総会において本契約又は本件吸収分割に必要な事項に関する承認が得られなかった場合
- (2) 本契約の履行に必要な法令に定める手続が完了しなかった場合又は関係官庁の承認が得られなかった場合（公正取引委員会に対する事前届出及び当該届出受理後必要とされる待機期間の経過を含む。）
- (3) 前条に基づき本契約が解除された場合

第11条（合意管轄及び準拠法）

1. 本契約に起因し、又は関連して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
2. 本契約は日本法をその準拠法とし、本契約の条項は日本法に従って解釈される。

第12条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえ、これを適宜決定する。

（以下余白）

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月12日

甲：東京都港区新橋六丁目1番11号
東京特殊電線株式会社
代表取締役社長 立川 直臣

乙：神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地
株式会社JVCケンウッド
代表取締役社長 江口 祥一郎

別紙1

承継権利義務明細書

本件吸収分割により乙が甲から承継する権利義務等は、次に記載するものとする。

1. 資産

甲が、本件効力発生日の前日の終了時において本件事業に関して保有する以下の資産

- (1) 構造物
- (2) 建物
- (3) 機械
- (4) 工具器具備品
- (5) ソフトウェア
- (6) 設備
- (7) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権（登録申請中又は出願中のものを含む。）
- (8) 書面、データ、設計図等一切の資料
- (9) 東特長岡の発行済株式全て
- (10) 別紙2「乙が甲から承継する土地」に記載された土地

2. 負債

甲が、本件効力発生日の前日の終了時において負担する、下記「4. 雇用契約及び当該契約に基づく権利義務」に記載された従業員に関する退職給付債務

3. 契約上の地位（雇用契約を除く。）及び当該契約に基づく権利義務

本件効力発生日の前日の終了時において有効な、本件事業に属する契約（甲が、本件事業に関して第三者からライセンス、使用許諾等を受けている特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権に関する契約の全てを含むものとする。）の契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

4. 雇用契約及び当該契約に基づく権利義務

本件効力発生日の前日の終了時において有効な、甲と本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約の契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

但し、上記にかかわらず、一切の偶発債務及び潜在債務については、承継されないものとする。

以上

別紙2

「乙が甲から承継する土地」

所在：新潟県長岡市東高見一丁目
地番：2番1
地目：宅地
地積：9,065.73㎡

所在：新潟県長岡市東高見一丁目
地番：2番2
地目：宅地
地積：9,732.49㎡

所在：新潟県長岡市東高見一丁目
地番：2番9
地目：宅地
地積：6,235.79㎡

所在：新潟県長岡市東高見一丁目
地番：2番10
地目：宅地
地積：2,752.44㎡

以上

4. 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、本吸収分割に用いられる本事業の対価の算定にあたって公正性・妥当性を期するため、独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券株式会社（以下、「SMBC日興証券」といいます。）に対価の算定を依頼し、算定書を受領いたしました。

SMBC日興証券は、本事業について、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定いたしました。

上記手法に基づき算定された本事業の対価の範囲は以下の通りです。

採用手法	本事業の対価の範囲
DCF法	513百万円～788百万円

当社は、SMBC日興証券が算定した結果を参考に、本事業の純資産額をはじめとする財務状況、資産の状況等を総合的に勘案し、慎重に協議を重ねた結果、上記3(2)吸収分割に係る割当ての内容に記載した対価が妥当であるとの判断をし、合意・決定いたしました。

なお、当社がSMBC日興証券に対して提出した、DCF法による算定の基礎となる将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

5. 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社JVCケンウッド
本店の所在地	神奈川県横浜市神奈川区
代表者の氏名	代表取締役社長兼執行役員最高経営責任者（CEO） 江口 祥一郎
資本金の額	10,000百万円
純資産の額	72,166百万円
総資産の額	247,529百万円
事業の内容	カーエレクトロニクス関連、業務用システム関連、ホーム&モバイルエレクトロニクス関連、及びエンタテインメント関連の製造・販売

以上